

日本大学工学部キッチンカー運営業者に関する公募要領

日本大学工学部

1 募集概要

本学部における昼食提供の一環として、キッチンカー出店業務を受託・運営できる業者を公募します。以下の内容をご確認の上、ご応募ください。

2 事業の内容等

別紙1「キッチンカーに関する仕様書」のとおり。

3 応募資格及び要件

別紙1「キッチンカーに関する仕様書」に掲げる要件を満たすこと。

4 出店までのスケジュール（予定）

- ① 公 募 令和7年10月1日（水）
- ② 質問受付 公募開始～10月17日（金）
- ③ 質問回答 令和7年10月24日（金）
- ④ 申請書類一式提出期限 令和7年10月31日（金）
- ⑤ 審査（プレゼンテーション） 令和7年11月27日（木）（予定）
- ⑥ 選定結果通知 令和7年12月中旬（予定）
- ⑦ 契約締結 令和8年1月（予定）

5 申請書類等の提出について

- ① 提出期限：令和7年10月31日（金）
提出先 ：日本大学工学部学生課
〒963-8642 福島県郡山市田村町徳定字中河原1番地
提出方法：持参又は郵送に限る
（1）持参 受付時間：平日9時～17時
（13時から14時を除く）
（2）郵送 簡易書留や宅配便等で配達記録が残るものに限る
- ② 提出書類
（1）参加表明書（様式1）
（2）企画提案申請書（様式2）
（3）誓約書（様式3）
※複数のキッチンカーによる共同出店の場合、全出店者分必要

(4) 会社概要（パンフレット等）

※複数のキッチンカーによる共同出店の場合、代表者のみ

- ・会社経歴書・出展実績等が掲載されているもの
- ・過去3年分の決算報告書

(5) キッチンカー登録（取扱台数・品目）一覧（自由様式）

(6) 提案書（自由様式）

- ・学生及び教職員へのサービス向上への配慮

メニューの内容・価格 ※写真付き、必要に応じて説明を記載

- ・環境等への配慮

販売に使用する車両情報

ゴミ処理及び適切な清掃

- ・安定的・継続的な販売

キッチンカー出店スケジュール案

※複数のキッチンカーによる共同出店の場合は出店スケジュール案に記載の各社との共同出店に係る契約書（写し）と連絡系統図（任意様式）を添付

衛生管理、苦情・要望等に対する対応

トラブルに対するPL 保険等の加入について

- ・その他参考となる事項

公共機関・大学等における出店状況（大学名、出店数）

年間収支計画書（月ごとの売り上げ見込み数・金額等）

※提出書類の製作及び提出にかかる経費は、提案者の負担とする

※提出された書類の返却は行わない

③ 問い合わせ先

日本大学工学部学生課 担当：齋藤

E-mail：ceb.gakusei2@nihon-u.ac.jp

※問い合わせは、質問書（様式4）によりメールにて行うこと。

また、公募開始から10月17日（金）の期間に行うこと。

6 審査について

下記のとおりプレゼンテーションを行う。

① 開催日時 令和7年11月27日（木）（予定）

② 開催場所 日本大学工学部キャンパス

※具体的な時間、場所については、申請者にメールで別途連絡する

③ 審査員 工学部学生生活委員会（11名前後）

④ プレゼンテーション時間 1社20分（説明等10分、質疑応答10分）

⑤ 参加人数 1社あたり企画責任者を含め最大3名

※ただし、申請書提出が1社の場合、プレゼンテーションを行わない場合がある。

7 評価方法

① 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり。

② 評価方法

提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に判断し、審査基準に基づいて、審査員がそれぞれ評点を決定する。

③ 候補者の選定

審査基準による評点合計が最も高い者を候補者として選定する。

④ 失格事項

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- (2) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (3) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 結果の通知

令和7年12月中旬(予定)にメールにて可否について連絡する。なお、順位及び得点についての詳細は公表しない。

9 契約

選定の結果、契約予定者第1位決定後、契約内容の打合せを行う。契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。この場合、契約予定者第2位以下の者と契約条件の締結を行うものとする。契約交渉の結果、契約の相手方として決定した場合、契約書を作成するものとする。

10 その他留意事項

- ① 学生への提供が主となるため、リーズナブルな料金設定(上限として500円程度)を心掛けること。
- ② キッチンカーの出店にあたっては、食品衛生法、消防法等の関連法令に準拠すること。
- ③ 火気使用に関する申請や保険加入等、必要な手続きは管理業者が責任を持って行うこと。
- ④ 大学内の美観や環境に配慮し、騒音・排気・ゴミの管理を徹底すること。

11 本学部参考情報

① 学生数及び教職員数(令和7年5月1日現在)

学生数 3,863名(男3,465名, 女398名)

教職員数 175名

② 大学休業日

日曜日、国民の祝日、創立記念日(10月4日)、春季休業、夏季休業、冬

季休業（詳細は、令和7年度日本大学工学部授業等スケジュール（別紙3））

③ 学内の飲食店

学生食堂，カフェテリア，スカイレストラン，ファミリーマート

④ 日本大学工学部キャンパスマップ（別紙4）

出店場所：70号館北側ピロティー等

（販売は出店場所あるいは70号館内）

⑤ 現在の出店状況

販売価格：200円（パン類等）～500円（弁当等）

月額売上：約55万円（約1,200食）

以 上

<本件担当・連絡先>

日本大学工学部学生課 齋藤

〒963-8642

福島県郡山市田村町徳定字中河原1番地

TEL：024-956-8924，FAX：024-956-8795

E-mail：ceb.gakusei2@nihon-u.ac.jp

キッチンカーに関する仕様書

1 件名

日本大学工学部キャンパスにおけるキッチンカー出店業務

2 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

（更新を行う場合2回を限度とする）

3 目的・趣旨

普段、学生食堂・カフェテリアで提供していないメニュー等を含む飲食物の販売や学生食堂の混雑緩和への一助により、学生及び教職員等の満足度向上に寄与することを目的とする。

4 事業内容

- ① 本学部が指定する場所において、キッチンカーの出店・営業を行う。
- ② キッチンカーの安全衛生管理の確認を行う。
- ③ 緊急時に本学部及びキッチンカー出店関係者間の対応・連絡を行う。

5 経費負担

- ① 大学負担分
 - （1）学内で使用する電気料金・水道料金
- ② 業者負担分
 - （1）従業員人件費
 - （2）販売に関する消耗品（洗剤、清掃用具、割り箸その他飲食及び清掃に係る消耗品）
 - （3）原材料費
 - （4）営業に関する経費
 - （5）学外での光熱水費
 - （6）自動車保険、PL 保険（生産物賠償責任保険）、施設賠償責任保険等費用
 - （7）その他販売に要する経費

6 出店について

- ① 出店に係る経費、設備等について

キッチンカーの出店に係る経費は事業者が負担する。キッチンカー出店に際して必要な設備等（食事場所に要する物品を除く）は責任をもって用意すること。学内で使用する水道、電気等の光熱費は大学の負担とするが、節電、節水に努めるものとする。（発電機は騒音に繋がるため使用しないこと）

なお、キッチンカー内でコンロその他の火器を使用する場合には消火器を備えること。

② 出店手数料について

出店手数料は徴収しない。

③ 賠償責任

キッチンカーの出店等に起因する事故に関し、本学部及び第三者への賠償に速やかに対応することとする。

④ 売上報告

月末を締め日として、翌月 15 日までにキッチンカーの売上食数・売上金額等を本学部に報告すること。

7 出店時間、出店日

出店日は、原則として土日祝日を除く、授業実施期間とする。

（別紙 3「令和 7 年度日本大学工学部授業等スケジュール（参考）」のとおり）

出店可能時間は、原則として 10：30 から 14：00 まで（売り切れ次第終了）とする。大学の休み時間（10：30～10：40、12：10～13：00、14：30～14：40）は学生の通行の妨げとなるため、原則車を移動させないこと。

8 出店スケジュール及び出店場所

出店スケジュールは前週木曜日までに学生課に提出すること。

出店場所は、70 号館北側ピロティー等（販売は出店場所あるいは 70 号館内）とする。（別紙 4 日本大学工学部キャンパスマップのとおり）

9 応募資格

公募に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

① 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受けていないこと。

又は、自らこれらを申し立てていないこと。

② 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税等の滞納をしている者でないこと。

③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人でないこと。

④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

10 応募要件

① 管理・運営業務を行う業者に求める要件

（1）原則として全ての出店日に営業できること。

- (2) キッチンカーの出店・管理運営体制を整備していること。
- (3) 緊急時の対応体制を有すること。
- (4) 配車スケジュールの柔軟な調整が可能な体制を有すること。
- (5) 出店場所・スケジュールの案内・サポートが可能であること。
- (6) 売上げデータの分析と共有及びそれに基づいたキッチンカーの手配が可能であること。
- (7) 同種業務を実施した実績を有すること。

② キッチンカーに求める要件

- (1) 保健所の営業許可・食品衛生責任者資格を有する者が現場で管理できること。
- (2) 学生等のニーズを考慮したメニュー及び価格帯（目安として 500 円以内）で販売ができること。
- (3) 出店場所付近のゴミの回収及び適切なゴミ処理ができること。

11 その他

- ① 関係法令を遵守し、事故・トラブル発生時は速やかに報告・対応すること。
- ② 本学部が許可した場所以外への張り紙、看板等の表示または掲出は認めない。
- ③ キッチンカー出店管理・運営業務に対する要求事項に記載のない事項は、本学部と事業者との協議の上、決定する。
- ④ 期間中のキッチンカー出店管理・運営業務に対する要求事項の変更等は別途協議の上、決定する。

以 上

審査基準

No.	審査基準項目	評価ポイント	評価（採点） 満点
1	出店管理体制	配車スケジュールの柔軟な調整が可能な体制となっているか	10
2	メニュー構成	出店のメニュー数はどのようになっているか	10
3		魅力的なメニューが提供できるか	10
4		学生が日常的に利用できる価格帯となっているか	10
5		待ち時間が短く提供できるか	5
6		価格に対する満足度（コストパフォーマンス）は高いか。十分なボリュームがあるか	5
7	情報発信	SNS等を利用し、スケジュールやメニュー等を情報発信できるか。また、悪天候時等を含め、急な出店スケジュールの変更等について情報発信が可能か	5
8	衛生管理・安全対策	食品衛生法に基づいた管理体制となっているか	5
9		学内での緊急対応（事故・食中毒等）へ（各種保険への加入）の備えができていますか	5
10		ゴミ処理方法等出店後の清掃対応	5
11		苦情等があった場合について、迅速に対応できる連絡体制となっているか	5
12	経営状況等	運営方針、特色等	5
13		経営状況、今後の経営計画	5
14	実績	過去の出店実績はどうか	10
15	その他	審査基準以外で評価できる点について加点する	5
	合計		100

令和7年度日本大学工学部授業等スケジュール（参考）

4月2日	開講式
4月3日～4月10日	各種ガイダンス期間
4月11日～7月30日	授業期間
7月31日～8月6日	補習期間
8月7日～9月17日	夏期休業期間
9月18日	後学期ガイダンス
9月19日～12月27日	授業期間
10月4日	創立記念日
12月28日～1月12日	冬期休業期間
1月13日～1月29日	授業期間
1月30日～2月5日	補習期間
2月6日～3月31日	春期休業期間

※令和7年度販売予定期間

日本大学工学部キャンパスマップ

CAMPUS MAP



様式 1

参加表明書

日本大学工学部長 殿

日本大学工学部キッチンカー運営業者募集について、下記のとおり
参加の意思表示をします。

記

企業・団体名及び 支店等名	
所属部署・役職名	
氏名（ふりがな）	
所在地	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

※本様式は複数のキッチンカーによる共同出店の場合、代表者のみ必要

令和 7 年 月 日

日本大学工学部長 殿

企画提案申請書

日本大学工学部キッチンカー運営業者に参加したいので、公募要領に示す資格条件を満たすことを誓約し、関係書類を提出します。

<提出書類（A4 判）>

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 企画提案申請書（様式 2）（本書）
- ③ 誓約書（様式 3）
- ④ 会社概要（パンフレット等）
- ⑤ キッチンカー登録（取扱台数・品目）一覧（自由様式）
- ⑥ 提案書（自由様式）
- ⑦ 複数のキッチンカーによる共同出店の場合は共同出店に係る契約書（写し）

※③誓約書（様式 3）は、複数のキッチンカーによる共同出店の場合、全出店者分必要

申請者	
企業・団体名・支店等名 代表者役職名 代表者氏名	印
所在地	〒
資本金	
担当者連絡先	
所属部署・役職名	
氏名（ふりがな）	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

※本様式は、複数のキッチンカーによる共同出店の場合、代表者のみ必要

誓約書

私（当社）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- ①法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ①暴力的な要求行為を行う者
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ④偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- ⑤その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 7 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

署名（自署）

様式4

令和 年 月 日		
日本大学工学部 学生課 御中		
業者名		
電 話		
メール アドレス		
質問書		
No.	質 問	回 答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		